

クライミング公認ルートセッター規程

(目 的)

第1条 公益社団法人日本山岳協会（以下「日山協」と略称する。）は、スポーツクライミングの普及または競技会レベルの維持と安全性の確保のため、クライミング公認ルートセッター規程を定める。

(資格・任務)

第2条 日山協の公認するクライミングルートセッター（以下 公認ルートセッター）は、スポーツクライミングで使用される人工壁に、クライミングルートを設定する上で必要な知識、技術、経験を有すると日山協が認定した者とする。

2 公認ルートセッターは、日山協に所属する都道府県山岳連盟又は協会（以下「岳連」と略称する。）会長の推薦を受けた者で、かつ19歳（認定研修会受講年度の4月1日を基準とする）に達している者とする。

(種 類)

第3条 公認ルートセッターはルートセットを安全に行う上で必要な知識、技術、経験を有する者とし、公認ルートセッター資格の認定については、第5条に定める。

2 公認ルートセッターは、日山協又は都道府県山岳連盟・協会及びこれに準ずる団体が主催、共催若しくは主管するクライミング競技会（以下 公認競技会）のルートセットをおこなうことができる。

3 公認ルートセッターのうち、公認競技会に使用するルートの適性と安全性の確認（以下 ルート確認）をすることができる者を競技ルートセッターとする。

4 競技ルートセッターは、その能力に応じA級、B級、C級の3種類とする。

5 C級競技ルートセッターは、県大会規模の公認競技会においてチーフ・ルートセッターとしてルート確認を行うことができる。

6 B級競技ルートセッターは、国民体育大会（以下「国体」と略称する。）ブロック大会及びこれに準じた規模の大会においてチーフ・ルートセッターとしてルート確認を行うことができる。

7 A級競技ルートセッターは、全国大会規模の競技会及び国体本大会においてチーフ・ルートセッターとしてルート確認を行うことができる。

(義 務)

第4条 公認ルートセッターは、資格有効期間内に日山協が主催するルートセッター認定研修会に1回以上参加しなければならない。資格有効期間内に公認競技会において3回以上ルートセットをおこなった者は認定研修会に参加したものとみなす。ただし、この場合には、A級ルートセッターは全国大会規模の公認競技会においてチーフ・ルートセッターを1回以上、B級ルートセッターはブロック大会以上の公認競技会において、ルートセットを1回以上おこなっていなければならない。

- 2 資格有効期間内において、国際大会に日本代表選手として参加した者は、認定研修会に参加したものとみなすことができる。

(認定と昇級)

第5条 公認ルートセッター資格の認定は、日山協が主催するルートセッター認定研修会の筆記試験及び実技研修の結果に基づき、技術（審判）委員会が審査し、常務理事会の議を経て日山協会長が行う。この際その能力が充分であると認められた者については、同時にC級競技ルートセッター資格を認定することができる。

ルートセッター認定研修会の受講基準は、以下の条件（1）、（2）のいずれかを満たすとともに、（3）～（5）の内の一つ以上を満たす者とする。

- (1) 5.12 a 以上をオンサイトできる。
 - (2) 5.12 c 以上を1日でレッドポイントできる。
 - (3) 大小を問わず競技会のルートセットを行った経験がある。
 - (4) スポーツクライミング競技会（ジャパンカップ、日本選手権、アジア選手権、ワールドカップなど）の参加経験がある。
 - (5) 自然の岩場でフリー・クライミング・ルートの開拓を10本以上行っている。
- 2 公認ルートセッター資格を有する者が、競技ルートセッター資格を取得する場合は、3回以上の公認競技会においてルートセットをおこない、B級以上の競技ルートセッター2名以上（内1名はA級以上とする）の推薦によって技術（審判）委員会が審査の上、推挙し、常務理事会の議を経て日山協会長が認定する。
 - 3 C級競技ルートセッターからB級競技ルートセッターへの昇級は、A級競技ルートセッター2名の推薦によって技術（審判）委員会が審査の上、推挙し、常務理事会の議を経て日山協会長が認定する。

B級競技ルートセッター資格の基準は、ブロック大会規模の公認競技会のルートセットを2回以上行った経験があり、5.12 c 程度のルートをオンサイト又は5.13 a 程度のルートをレッドポイントできるものとする。

- 4 B級競技ルートセッターからA級競技ルートセッターへの昇級は、A級競技ルートセッター2名の推薦によって技術（審判）委員会が審査の上、推挙し、常務理事会の議を経て日山協会長が認定する。

A級競技ルートセッター資格の基準は、原則として全国大会規模の公認競技会のルートセットを4回以上行った経験があり、5.13 a 程度のルートをオンサイト若しくは5.13 c 程度のルートをレッドポイントできるものとする。

- 5 インターナショナル・ルートセッター資格保有者は、A級競技ルートセッターとして無条件で認定することができる。
- 6 昇級後の資格有効期間は、昇級前の資格有効期間の残期間とする。

(資格の喪失)

第6条 公認ルートセッターは、正当な理由がなく、次の各号の一つに該当するときは、技術（審判）委員会の議を経て常務理事会に提案し、資格を喪失する。当該ルートセッターは日山協会長に対し、異議申立てをすることができる。

- (1) 日山協所属会員でなくなったとき
- (2) 第4条の規定に違反したとき
- (3) 自らがルートセッターを担当したか否かにかかわらず、クライミング競技会において不正、不公平な行為を行ったとき

(登録)

第7条 公認ルートセッターは、第5条により認定された者が、日山協に登録することによりその資格を得る。

- 2 登録の手続き及び登録料は、別に定める。

(登録更新)

第8条 公認ルートセッター資格の有効期間は3年とし、登録を更新しなければ、ルートセッターの資格を失う。

- 2 更新を希望する公認ルートセッターが、第4条を満たせない場合、若しくは更新申請を怠った場合は、その資格を1年間保留とする。ただし、1年間の保留期間内に資格更新の条件を満たし、改めて更新申請した場合には、保留期間を含めて資格更新を認める。
- 3 特別の事情により更新申請ができなかったと認められる場合は、更新を認めることがある。
- 4 更新申請は、資格有効最終年度の3月末までに行わなければならない。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で行う。
- 2 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
平成23年5月 6日 改定
平成25年5月11日 改定
平成27年5月16日 改定

20150516 改